

高崎市新労使会館設計者選定プロポーザル

説明書

令和3年11月

高崎市

I 一般事項

1 趣旨

高崎市新労使会館(以下「新労使会館」という。)は、「高崎市労使会館建替え事業基本構想(抜粋)」(別紙1)に示すとおり、現在の労使会館の機能に加え、中小企業で働く勤労者が充実した余暇の時間を過ごすため、各種のレクリエーションに活用でき、また近隣住民が気軽に利用できる体育館などの機能を備えた新たな施設を整備し、勤労者福祉の一層の充実と近隣住民の健康維持・増進を目指します。

設計者の選定にあたっては、基本構想の内容を十分に理解し、その考え方に沿った優れた発想や設計能力、経験などを審査したうえで、最も適した設計者を選定するために、プロポーザルを実施します。

2 プロポーザルの概要

(1) 名称

高崎市新労使会館設計者選定プロポーザル

(2) 主催者

高崎市

(3) 選定方式

公募型プロポーザル方式

(4) 性格

本プロポーザルは、参加者の基本的な考え方や新たな施設の建築に関する能力を、与えられた条件下における提案を通して評価することにより、設計者を特定するために行うものであり、新労使会館の設計にあたり、設計契約者の提案内容を変更する場合があります。

(5) 事務局

高崎市 商工観光部 産業政策課

〒370-8501 群馬県高崎市高松町35番地1

電話：027(321)1255 FAX：027(325)4879

E-mail：sangyou@city.takasaki.gunma.jp

(6) 選定スケジュール

公告	令和3年11月8日(月)
参加表明書・参加資格要件確認書 提出期間	令和3年11月15日(月)～19日(金)
質問書提出期間	令和3年11月8日(月)～12日(金)
質問回答期限	令和3年11月18日(木)
技術資料及び技術提案書の提出期限	令和3年12月15日(水)
審査	令和3年12月27日(月)(予定)
審査結果の公表	令和4年1月下旬(予定)

3 プロポーザルの参加資格等

(1) 参加資格

参加資格を有する者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者としてします。

- ① 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者及び同条第 2 項の規定に基づく市の入札制限を受けていないこと。
- ② 高崎市競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 16 年高崎市告示第 288 号）の規定に基づき、指名停止期間中でないこと。
- ③ 本市の令和 2・3 年度測量・建設コンサルタント業務入札参加資格の認定を受けている者で、有資格者名簿（市内業者）の建築関係建設コンサルタント業務に搭載され、格付が A クラスの者であること。
- ④ 本市の令和 4・5 年度測量・建設コンサルタント業務入札参加資格のうち、建築関係建設コンサルタント業務に係わる申請を行い、令和 4 年 4 月 1 日に認定がなされる者であること。
- ⑤ 高崎市内に本店があること。
- ⑥ 平成 18 年以降に、元請として単体または共同企業体の構成員（出資比率 20 パーセント以上のものに限る。）として、国または地方公共団体が発注する工事（SRC 造または RC 造または S 造 2 階建て以上かつ延べ床面積 1,000 ㎡以上）の新築による建築物において基本設計または実施設計のいずれかの業務を行った実績があること。
- ⑦ 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定による一級建築士事務所の登録を受けている者であること。
- ⑧ 建築士法第 24 条第 2 項に規定する管理建築士が、同法第 10 条第 1 項の規定に該当しない者であること。
- ⑨ 高崎市暴力団排除条例（平成 24 年高崎市条例第 72 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員または同条第 3 号に規定する暴力団員等でないこと。
- ⑩ 本プロポーザルに参加する者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。
- ⑪ 会社更生法または民事再生法に基づき手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後、資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

(2) 参加に関する制限

- ① 1 参加者につき 1 提案とします。
- ② 設計共同企業体による参加は認めないものとします。
- ③ 参加にあたって、協力事務所を加えることは可としますが、当該協力事務所は複数の参加者の協力事務所となること、または自ら参加者となることはできません。

4 設計者の選定

設計者の選定は、「高崎市新労使会館設計者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）で行います。

5 審査の公開等について

審査は原則として非公開としますが、審査結果等については、プロポーザル終了後、高崎市ホームページに掲載します。

II 参加手続き及び審査方法

1 参加表明書及び参加資格要件確認書の提出

(1) 提出書類

参加希望者は、参加表明書（様式1-1）及び参加資格要件確認書（様式2）を作成して提出してください。

(2) 提出場所及び方法

① 場 所 事務局

② 期 限 令和3年11月19日（金）午後5時まで。郵送の場合は、令和3年11月19日の消印があるものまで有効とします。

③ 提出方法 持参または郵送とします。郵送の場合は配達記録が残る方法とし、封筒には、「プロポーザル参加表明書在中」と朱書きしてください。FAX、電子メール等による提出は受理しません。

(3) 資格審査

資格審査の結果は、参加表明受理書（様式1-2）にて、令和3年11月25日（木）までに電子メールまたはFAXでそれぞれの参加希望者に通知します。

2 プロポーザル説明書等の配布等

(1) プロポーザル説明書（本書）、技術資料等作成要領（別紙10）、参加表明書（様式1-1）等の様式は、令和3年11月8日（月）から市のホームページからダウンロードできます。

高崎市HP→商工観光部→産業政策課

→高崎市新労使会館設計者選定プロポーザルについて

なお、配布資料の一式は、新労使会館設計者選定プロポーザル配布資料一覧及び新労使会館設計者選定プロポーザル様式一覧でご確認ください。

(2) 説明会は行いません。外周部からの現地確認は参加希望者の判断に任せます。

3 質問書の提出

(1) 提出書類

質問書（様式3）により作成し、提出してください。

(2) 提出場所及び方法

① 場 所 事務局

② 期 限 令和3年11月8日（月）から11月12日（金）午後5時必着

③ 方 法 電子メールでのみ受け付けます。

書式は、質問書（様式3）を使用し、メールに添付すること。

メール件名は「高崎市新労使会館プロポーザル質問（会社名）」と

してください。

- ④ その他 電子メール受信後、事務局から送信元へメール受信の連絡をします。受付け期間中に確認メールが届かなかった場合には、事務局に電話で問い合わせしてください。

(3) 質問の回答

質問に対する回答は、令和3年11月18日(木)までに事務局ホームページに掲載します。

4 技術提案書等の提出

(1) 提出書類

技術資料(様式4、様式4-1~4-6)及び技術提案書(様式5、様式5-1、5-2)は、技術資料等作成要領(別紙10)に従って作成してください。

また見積書(書式は、自由)も併せて作成してください。

(2) 提出場所及び方法

- ① 場 所 事務局
- ② 期 限 令和3年12月15日(水) 午後5時必着
- ③ 方 法 持参または郵送とします。郵送の場合は配達記録が残る方法で送付してください。
- ④ 提出部数 技術資料等作成要領(別紙10)参照。
- ⑤ その他 審査結果通知書の送付用として、宛先を明記した封筒を1枚同封してください。

5 技術提案書等の審査・選定

(1) 審査(ヒアリング)

選定委員会は、提案者の業務の取組み方針や提案の内容、設計意欲等について、技術提案書をもとにヒアリングを行い、総合的に評価したうえで、最優秀者及び次点者を選定します。

- ① 技術提案書の説明については、プロジェクター等の使用により、20分以内で行ってください。パワーポイント等、プレゼンテーションに使用する資料は、提出した技術提案書の内容のみを使用した静止画とします。追加資料は使用できません。
- ② 説明の後、選定委員による質疑応答を行います。
- ③ 説明者は、総括責任者を含め3名以内とします。(機材操作者は除く)
- ④ 説明の順番は、技術提案書等を持参される際にくじを引いていただき決定いたします。なお、郵送による提出者の分は、事務局が代理で引かせていただきます。
- ⑤ その他、審査の詳細は、参加要請とともに通知します。

(2) 審査結果の通知

- ① 審査の結果については、審査参加者全員に文書で通知します。
- ② 審査結果に関する問い合わせ及び異議申立ては一切受け付けません。

6 技術提案書に記載する課題

- 課題1 敷地形状や条件を考慮した効果的な土地利用計画
- 課題2 地域住民や勤労者の利用を想定した有効な施設計画
- 課題3 感染症対策などのニューノーマルへの対応と周辺の環境に配慮した施設整備
- 課題4 立地を活かした、街並み整備とまちなかに賑わいをもたらす施設づくり
- 課題5 勤労者だけでなく地域住民に広く愛され親しみやすい、シンボリックで個性的な特色を持ち、いつまでも飽きのこないデザイン、美しい外観
- 課題6 地球環境に配慮し、ライフサイクルコストの低減を図り、管理運営の容易性を考慮した計画

Ⅲ 計画条件等

1 所在地、敷地条件等

新労使会館の立地条件は下記のとおりです。敷地概要図（別紙4）参照。

- (1) 所在地 高崎市東町80番地1
(高崎都市計画事業東口第二土地区画整理事業13街区1)
- (2) 敷地面積 3,437.34 m²
- (3) 用途地域 商業地域
- (4) 防火地域等 指定なし
- (5) 建ぺい率 80%
- (6) 容積率 400%
- (7) 日影規制 規制なし

2 建物等の設計条件

下記記載のほか、詳細については、「高崎市労使会館建替え事業基本構想（抜粋）」（別紙1）、「設計業務委託仕様書」（別紙7）、「諸室諸元表」（別紙8）及び「技術資料等作成要領」等（別紙2～別紙10）を参照してください。

(1) 建築条件等

① 施設規模

- ・延床面積 約3,500～3,900m²（予定）

② 構造及び階数

- ・構造 S造、RC造、SRC造
- ・階数 4F程度（施設用途規模等を考慮し、最適な構造、階数を選択すること）

③ 屋外施設

- ・駐車場 平面駐車場として70台程度
(ただし、思いやり駐車場2台、中型駐車場8台含む)
- ・駐輪場 来館者用として25台程度（屋根付き）

④ 概算建設費

- ・約20～23億円（税込み）

(ただし、建設工事費、解体工事費、外構工事を含む。)

⑤ 施設整備計画

・既存労使会館を使用しながら、既存前面駐車場に施設を整備し、機能の引継ぎを行ったのち、既存施設解体、平面駐車場整備を行うことを基本とします。

⑥ 事業計画（予定）

- ・基本設計、実施設計 令和3年度から令和4年度
- ・建設工事・外構工事 令和5年度から令和6年度
- ・開館 令和6年度
- ・解体工事・駐車場工事 令和6年度

IV その他

1 提案者の失格事項

次のいずれかに該当した者は失格とします。

- (1) 技術提案書の提出方法、提出先及び期限等の示された条件に適合していない者
- (2) 公告日から選定委員会における審査・選定が終了するまでの間に選定委員または事務局に意図的に接触を行った者
- (3) 提出書類に虚偽の記載をした者または「技術資料等作成要領」(別紙10)に違反する表現をした者

2 設計業務委託について

下記記載のほか、詳細については、「設計業務委託仕様書」(別紙7)を参照してください。

- (1) 業務名 高崎市新労使会館建設工事設計業務
※業務名は仮称のため、契約時に変更になることがあります。
- (2) 業務内容 高崎市新労使会館基本設計・実施設計業務及び既存施設解体設計業務
- (3) 履行期間 契約締結日(令和4年1月下旬予定)の翌日から
令和4年12月28日(水)まで
- (4) 委託契約
 - ① 市は、選定委員会で選定された最優秀者との間で契約締結交渉を行います。
 - ② 交渉権を与えられた者が契約締結を辞退した場合は、次点者に対し順次交渉権が与えられるものとします。
 - ③ 契約手続及び契約書は、高崎市契約規則(昭和39年高崎市規則第16号)の定めによります。
 - ④ 委託料は、本市の基準により算出した予定価格(96,184千円(税込み))を上限とし、契約を行います。
- (5) 支払条件
設計委託料の支払い時期については、契約締結交渉時に提示します。
- (6) 委託契約資格の喪失
 - ① 第1位交渉権を与えられた者が契約までの間に、前記1の失格事項に該当することが判明した場合は交渉権を失います。その場合、次点の者に対し順次交渉権が与え

られるものとします。

- ② 高崎市は、契約締結後においても当該者に前記1の失格事項または不正と認められる行為が判明した時は、契約の解除ができるものとします。

3 受注資格の喪失

本業務を受託した者（協力を受ける他の者を含む。）及び本業務を受託した者と資本、人事面等において関連があると認められた製造業または建設業の企業は、本業務に係る工事の入札に参加し、または当該工事を請け負うことができません。

4 技術提案書等の取扱い

- (1) 技術資料及び技術提案書の提出後における内容の変更は認めません。
- (2) 技術資料及び技術提案書に記載した予定技術者は、本業務に係る全てが終了するまで原則として変更できません。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの高崎市の了解を得なければなりません。
- (3) 全ての提出物は返却しません。
- (4) 提出された技術提案書等に係る著作権は、元来第三者に帰属するものを除き、提案者に帰属するものとします。
なお、提出物のなかで第三者の著作物を使用する場合は、著作権法に認められた場合を除き、当該第三者の承諾を得ておいてください。第三者の著作権に関する責は、使用した提案者にすべて帰属するものとします。
- (5) 市は、選定された提案に関し公表、展示等市が必要と認める場合には、技術提案書が無償で使用、複製の作成、及び公開できるものとします。この場合、提案者名を明示します。

5 その他

- (1) 本プロポーザルの手続において使用する言語は日本語、通貨は日本円、日時は日本の標準時、単位は計量法によるものとします。
- (2) 本プロポーザルに係る費用として、1参加者あたり5万円を支払います。ただし、設計業務契約者および失格者は除きます。
- (3) 今後の社会情勢や財政事情の変化、その他不可抗力等により、事業計画等の変更または中止をする場合があります。この場合、参加者に対して市は一切の責任を負わないものとします。